

令和4年度 第3回大津市地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年1月30日（月）10：00～

場所：大津市役所 別館1階 大会議室

1. 開 会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回大津市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます、当協議会事務局、大津市建設部地域交通政策課の的場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は皆様、お寒い中、会場まで足を運びくださりましてありがとうございます。寒さもありまして会場が十分に温まっておらず大変ご不便をおかけし、申し訳ございません。何卒ご容赦いただきますと幸いです。それでは速やかに議事を進めて参りたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、清水会長よりご挨拶をお願いいたします。

2. あいさつ（会長）

皆様おはようございます。本日はお寒い中、協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、先週は市内での大雪において、それぞれの機関でいろいろと対応をいただいたところでございます。御礼を申し上げます。

本日の議題ですが、承認事項2点、報告事項2点でございます。特に、承認事項の1番目のデマンドタクシーの実証運行についてですが、運行している交通事業者、また利用されている住民のご協力のもとで、どのように持続可能なものにしていくかということが一番大きな課題だと思っております。

そういった観点で、市では来年度から一部運行内容の見直しを考えております。その点を説明、またご審議いただきたいと思っております。本日はその他の議題を含めて、皆様方の忌憚のないご意見をいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

3. 議題

【承認事項】

- (1) のりあいタクシー『光ルくん号』（志賀、葛川、伊香立、仰木、晴嵐台、上田上地域）の来年度の運行について
- (2) 大江地域における地域主体のコミュニティバス実証運行について

【報告事項】

- (1) 近江鉄道㈱の一部バス路線減便について

(2) 大津市地域公共交通原油価格高騰対策事業費補助金交付制度の改正について

【承認事項】(1) のりあいタクシー『光ルくん号』(志賀、葛川、伊香立、仰木、晴嵐台、上田上地域) の来年度の運行について

会 長：まずは議題の承認事項(1) のりあいタクシー『光ルくん号』の来年度の運行につきまして、事務局よりご説明お願いいたします。

(承認事項1の資料について、事務局より説明)

会 長：ただいま事務局から、のりあいタクシー『光ルくん号』の来年度の運行について説明がありました。このことについて、委員の方からご質問ご意見等、何かありましたらよろしくをお願いします。

委 員：滋賀運輸支局です。一つ質問なのですが、3ページ目の下段、志賀地域の乗り合い利用人数と乗り合いニーズが、他の地域と比べてかなり高いのですが、自宅送迎を取りやめるということで、どのぐらいの数字の減少があるかなど、何か検討や予測をされていますか。

会 長：事務局からコメントありますか。

事務局：ありがとうございます。今回は初めての試みであり、想定は難しいですが、停留所を設定するにあたっては、現在の利用者様のご自宅の近所に停留所を設定する方向で作業を進めております。若干利便性が下がるということはあると思いますが、それほど利用者が減少するというところまでは考えておりません。

委 員：ありがとうございます。地域の方々との話し合いと、利用率を伸ばすための対策とをしっかり検討していただければと思っています。

会 長：ありがとうございました。志賀地域のデマンドタクシーについては自宅送迎について利用者から好評をいただいていたと聞いております。一方で、交通事業者の負担が非常に大きく、自宅送迎を持続することが困難であることから停留所方式に変更すると伺っております。停留所の数を多くするなどして、できる限り利用者の方へ配慮しながら取り組んでいくと聞いておりますので、補足いたします。他にございますか。

(特に質問、意見なし)

会 長：それでは、本件につきましては協議会の承認事項となっておりますので、お諮りします。ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

(過半数挙手)

会 長：ありがとうございました。多数ということで、承認とさせていただきます。

【承認事項】(2) 大江地域における地域主体のコミュニティバス実証運行について

会 長：続きまして、承認事項(2)大江地域における地域主体のコミュニティバス実証運行について事務局よりご説明をお願いいたします。

(承認事項2の資料について、事務局より説明)

会 長：ただいま事務局から、大江地域におけるコミュニティバスの実証運行について説明いただきました。この取り組みについては、運行主体が地元の瀬田学区自治連合会ですが、本日は不在ですので代わりに事務局から説明させていただきました。ご出席の方からご質問ご意見等ありますか。お願いします。

委 員：滋賀運輸支局です。当議題は瀬田学区の方々の要望ということで、この協議会に諮る必要はなかったのですが、今後、正式な乗合事業に移行する場合に、この場に諮っておいた方が今後の手続きがスムーズに進められることから、大津市さんで今回の協議会に諮っていただいております。ありがとうございます。

また、先ほどの志賀地域のりあいタクシーの件も同様ですが、既存路線バス停の共用については、道路交通法においてバス停は路線バス以外駐車禁止となっております。そのため、既存バス停をタクシー事業で使う場合は協議が必要であることから、関係機関の方々が集まっているこの場で協議を調えたという形になればと思っております。そして、瀬田駅のバス停を共用するというのですが、瀬田駅にバスが入ってるのは近江鉄道さんと帝産湖南交通さんと記憶しています。バス事業者との協議を調えることに加えて、瀬田駅ではタクシーの待合もあると思っておりますので、その点も含めて合意いただければありがたいと思っております。

会 長：ありがとうございました。何か事務局から補足などありますか。

事務局：補足説明をいただきありがとうございました。バス停の共用につきましては、滋賀県警様、運輸支局様、また関係する交通事業者様の同意が必要となっておりますので、

できましたらこの場で承認いただければありがたいと考えております。以上です。

会 長：ありがとうございました。他にこの件についてご質問ご意見ありますか。

委 員：タクシー協会です。今回近江タクシーさんが請負される予定で、ジャンボではありませんがタクシー車両を使っての運行です。現在、近江タクシーさんは大津市に営業エリアを持っておられません。今回は乗り合いのため問題はないのですが、瀬田駅などに入り、コミュニティバスとしてお客さんを待つという状況になるかと思えます。この様子を他のタクシー事業者の乗務員さんが見たときに、営業エリアを持ってない近江タクシーが、なぜ駅で待っているのかということにもなりかねません。そこで、コミュニティバスであることの表示をどのように車両にされるのか分かれれば教えていただきたいのですが。

会 長：事務局からお答えできますか。

事務局：現在、近江タクシーさんと協議させていただいており、現時点では車両のフロント部分にコミュニティバスと分かる表示をしたいと考えております。

委 員：例えば、ボディの横にも表示するというお考えはないのでしょうか。

事務局：貴重なご意見いただきましたので、今後、近江タクシーさんと検討し、コミュニティバスであることが分かるような対策を考えます。

会 長：ありがとうございました。他にご質問ご意見ありますか。

委 員：滋賀県交通戦略課です。地域主体のコミュニティバスというふうに書かれてるのですが、利用者の制限はありますか。また、こちらは路線型の定時運行で契約されているのでしょうか。

会 長：事務局からお願いします。

事務局：一般の路線バスと同様に、利用者の制限はありません。また、定時運行となっております。

会 長：他にご質問ご意見ありますか。

副会長：前例がない中でのチャレンジであり大変だと思いますが、是非頑張って運行していただきたいと思います。利用状況により期間中に中止の場合があるということですが、おそらく運賃収入が伸びないと持ち出しが多くなり、途中で中止になる可能性があるということだと思います。つまり、ご利用いただかないと中止になるということです。

では、ご利用いただくためにどうすれば良いのかという話ですが、300円という運賃は、地域にとって必要だからこの運賃体系なのであり、地域みんなで頑張らなくてはならないということをご理解いただきたい。この運賃で、みんなで支え合っていくことが、私たちの地域のクオリティを高める一つの手法だとご理解いただくことを期待します。

その上で、4月の運行開始までにできる限り地域へ車両を持っていき、このようなバスが走るということを地域の集まりごとの時や、地域がお披露目を主催し、地域の方に1回乗っていただくといった点に一番汗をかいていただきたいと思います。これは市役所の方だけではなく、地域の方が主体となり、そのようなイベントを企画していただくことが大切です。

そして4月の運行開始以降は、瀬田学区自治連合会の沿線の方全員が1度は乗ってみることで、運賃の問題ではなくて、1回乗るとイメージが変わり乗りやすくなります。地域の沿線の半径数百メートル以内の方々は、全員必ず一度は乗ってもらうということに一番力を入れてください。これがサービスの継続につながります。京都市醍醐地域のコミュニティバスや宇治市明星町のバスもそうなのです。運賃を問題にするのではなくて、乗るまでの心の抵抗の高さをどう下げるかです。両地域とも、自治会の方々が近所の方に1回乗ってみませんかとお声掛けしてお出かけしており、利用が伸びています。これをやるかどうかにかかっています。これをやった上で、ご利用いただいている方々が、「この時間はあまり乗らないので無くてもいい、この時間が増えるとありがたい、こっちのルートにしてほしい」など主体的に話し合っ、より良いものにしていくことです。これは完成形でなくスタートであり、どこまで持続できるかというところだと思います。これはとてもいい取り組みですし、私も4月1日は見学させていただきたいと思っています。

先程ののりあいタクシーの話でも利用促進策が割引メインなのですが、割引して乗るのであれば、既にどの地域でも乗っています。ただ、今回の割引政策では田上車庫の乗継割引は良いと思います。バスを支えるためにのりあいタクシーの運賃を値下げすること、乗り合い率を高めるためにのりあい割引をすることはとても良い施策です。ただし、割引引けば良い訳ではありません。一度割引くと、この先、元の運賃に戻すのは非常に抵抗が出ます。ですので300円という運賃で頑張れるかどうか。そして利用が伸びれば運賃を下げるというような施策がとれます。

あとはコンセプトも大切です。この地域にとって公共交通があることが幸せの一

つであるということが、地域でどこまで共有されるかです。例えば利用が少なくても、私たちの地域にとって大切であるとなれば、それを支えるために支援する動きが出てきます。ところが、自分は乗らないがあつたらいいなという程度であれば、誰もお金は出しません。ですので、今回の取り組みがなぜ起きたのか、これがあることで大江地域のクオリティがどれだけ上がっていくのかということを経、定期的に検討できればと思います。以上です。

会 長：ありがとうございました。ただいま副会長から承認事項（１）の件も含めてご意見をいただきました。

大江地域のコミュニティバスについては地元自治連合会の強い要望もあり、こういった形で行いますが、副会長のおっしゃる通り持続性という観点で、熱心な方だけでなく地域の多くの方に取り組みについて理解いただき、利用していただかないと持続できないということだと思います。本日のメンバーに運行主体の瀬田学区自治連合会は入っていませんが、本日の副会長のご意見を事務局から地元の方へしっかりとお伝えいただき、また、地元が運行主体ですが、担当課で協力できる点があれば協力をお願いしたいと思います。他にご意見、ご質問ございますか。

（特に質問、意見なし）

会 長：それでは承認事項（２）についてお諮りをしたいと思います。この取り組みにつきましてご承認をいただけます方は挙手をお願いいたします。

（過半数挙手）

会 長：多数ということで、承認とさせていただきます。

【報告事項】（１）近江鉄道株の一部バス路線減便について

会 長：それではお手元の議題の報告事項の方に移らせていただきます。報告事項（１）近江鉄道株式会社の一部バス路線の減便につきまして、近江鉄道株式会社様よりご説明をお願いします。

（報告事項１の資料について、近江鉄道株より説明）

会 長：ありがとうございました。ただいまご説明いただきました、近江鉄道株式会社の一部バス路線の減便について、委員の方からご質問ご意見ありましたらお願いします。

(特に質問、意見なし)

【報告事項】(2) 大津市地域公共交通原油価格高騰対策事業費補助金交付制度の改正について

会 長：それでは続きまして、報告事項(2)大津市地域交通原油価格高騰対策事業費補助金交付制度の改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

(報告事項2の資料について、事務局より説明)

会 長：ありがとうございます。こちらの議題については、前回の協議会でご紹介したのですが、補助対象を一部拡大するというので事務局からご説明いただきました。この件につきまして、何かご質問ご意見ありますでしょうか。

(特に質問、意見なし)

4. その他

会 長：それでは全般を通して、皆さんからご質問ご意見など、何かありましたらお願いしたいと思います。

委 員：京阪バスでございます。この場をお借りしまして、弊社から2点ご報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、前回の第2回協議会で報告いたしました、大津比叡平地域のダイヤ改正について、予定通り2022年の12月17日にダイヤ改正を実施させていただきました。

バスの便数が減ったことで、地域のお客様へは非常にご不便をおかけしておりますが、懸念しておりました朝の通勤通学のラッシュ時間帯については、お客様が乗りきれないというような状況は発生しておりません。また、通学のお客様のお帰りの便等につきましては、教育委員会様から臨時便等のご要請もいただいております中で、現在運行を継続させていただいている状況でございます。ただ、弊社での今回の一連の減便計画の中で、一つには12月に減便を実施させていただくこと、一つには、なお残る欠損について、何らかの形でご支援を頂戴したいということで大津市様と協議し調整いただいております。現在も、協議と調整をいただいている状況ですので、引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。

2点目ですが、報告及びお詫びでございます。昨年12月から大津市域で実証実験という形で実施をしている自動運転バスについてです。すでに新聞報道等でご存知か

と思いますが、1月11日に、自動運転中のバスの車内でお客様が転倒されるという事故を発生させました。この場を借りてご報告及びお詫びを申し上げます。申し訳ございません。怪我をされたお客様及び関係者様へ大変ご迷惑をおかけしておりますが、現在、大津市様をはじめ、警察様あるいは関係省庁様と今後の対応につきまして協議中でございます。1日も早い運行の復活を目指して、弊社も鋭意努力して参ります。この場をお借りいたしまして、お詫びと報告をさせていただきます。弊社から以上2点でございます。

会長：ありがとうございました。ただいまご説明いただいた中で、特に自動運転の件については、大津市と京阪バス様とで連携して実施している取り組みでございます。今般、人身事故を発生させたことは我々としても大変深刻に受け止めており、市からもお詫びを申し上げます。他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

委員：滋賀運輸支局です。改善基準告示が改正されますというリーフレットを大津市さんにご協力いただき配布させていただいております。厚生労働省の話なのですが、私も滋賀運輸支局はバス、タクシー、トラック事業者を所管しており、その中で自動車運転者の労働時間の制限がリーフレットの通りとなっております。

事務職では、1日8時間、週40時間という労働時間の制限がかかっておりますが、自動車運転者の方々は特殊な勤務形態となっております。バスで言えば現状、1ヶ月の拘束時間は281時間から最大で309時間、1年の拘束時間は3,380時間から最大で3,484時間です。これが令和6年4月から改正され、基準が厳しくなります。

先ほど話があった、京阪バスさんや近江鉄道バスさんの減便は、運転者不足や高齢化もあるのですが、運転者の労働時間がかなり厳しくなります。そこでダイヤを減便せざるを得ないという話に繋がってきます。一番わかりやすいのがリーフレット裏に記載しているタクシーの基準です。改正前が1ヶ月299時間で、改正後が288時間と書いております。また、休息期間は現行で継続8時間ですが、改正後は継続11時間となります。すると、運転者のシフトを組むのがかなり厳しくなってきます。ですので、今後もダイヤ改正や減便などが出てくることが予想されます。また、コミュニティバスやコミュニティタクシーをダイヤ設定する際にも、その辺りも留意して検討いただかないと、バス会社さんやタクシー会社さんはかなり疲弊してしまいます。そして下手をすれば、運転士さん不足により会社自体が無くなってしまうことにも繋がりがねません。このことを重々理解いただきたいという思いで、大津市さんご協力のもと、私どもがリーフレットを配布いたしました。

会長：ありがとうございました。私から確認ですが、この件はいわゆる2024年問題ということで、特に物流の方がフォーカスされています。労働基準の関係で物流自体が危

うくなると報道で言われていますが、バスとタクシーでも同じようなことが起きると
いうことをこの場で皆さんに共有しておく必要があるという理解でよろしいでしょ
うか。

委 員：はい、その通りです。

会 長：ありがとうございます。他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

(特に質問、意見なし)

会 長：それでは本日の議題は以上となりますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。
す。

事務局：ありがとうございました。本日は、委員の皆様におかれましては、貴重なご意見ご
助言等を賜りまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして令和4年度
第3回大津市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。本日は皆様ありがと
うございました。